

令和 8 年度

収 支 予 算 書

収支予算書(当初)

(単位:千円)

科 目			予 算 額	前 年 度 額	比 較 増 減	備 考
大	中	小 科 目				
I 一般正味財産増減の部						
1 経常増減の部						
(1) 経常収益						
1		基本財産運用益	2,871	2,871	0	
	1	基本財産運用益	2,871	2,871	0	
		基本財産運用益	2,871	2,871	0	
2		特定資産運用益	3,484	1,082	2,402	
	1	特定資産運用益	3,484	1,082	2,402	
		特定資産運用益	3,484	1,082	2,402	
3		事業収益	473,618	435,266	38,352	
	1	事業運営収益	451,736	414,317	37,419	
		スポーツ及びレクリエーション振興事業収益	445,902	408,641	37,261	
		スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業収益	1,271	1,263	8	
		事業協賛金収益	4,563	4,413	150	
	2	物品販売事業収益	21,882	20,949	933	
		物品販売手数料収益	21,882	20,949	933	
4		受取補助金等	327,416	326,789	627	
	1	受取補助金等	327,416	326,789	627	
		受取区補助金	321,746	321,119	627	
		受取都スポーツ協会補助金	5,670	5,670	0	
5		受託事業収益	2,316,717	2,261,768	54,949	
	1	受託事業収益	524,689	468,267	56,422	
		スポーツ及びレクリエーション事業受託収益	66,019	61,166	4,853	
		スポーツ及びレクリエーション事業運営収益	320	312	8	
		施設維持運営管理受託収益	458,350	406,789	51,561	
	2	指定管理事業収益	1,792,028	1,793,501	△ 1,473	
		指定管理料収益	830,515	793,219	37,296	
		施設利用料金収益	961,513	1,000,282	△ 38,769	
6		受取会費	1,062	1,062	0	
	1	受取会費	1,062	1,062	0	
		受取会費	1,062	1,062	0	
7		受取寄付金	1	1	0	
	1	受取寄付金	1	1	0	
		受取寄付金	1	1	0	
8		雑収益	11,408	12,595	△ 1,187	
	1	雑収益	11,408	12,595	△ 1,187	
		受取利息	1	1	0	
		雑収益	564	582	△ 18	
		広告料収益	810	780	30	
		光熱水費等負担金収益	10,033	11,232	△ 1,199	
経常収益計 (A)			3,136,577	3,041,434	95,143	

科 目			予 算 額	前 年 度 前 予 算 額	比 較 増 減	備 考
大	中	小 科 目				
(2) 經常費用						
1 事業費			3,134,099	3,043,584	90,515	
	1	役員報酬	3,132	3,132	0	
	2	報酬	0	0	0	
	3	給料手当	401,909	369,479	32,430	
	4	福利厚生費	71,131	63,890	7,241	
	5	臨時雇賃金	127,821	115,863	11,958	
	6	会議費	516	506	10	
	7	旅費交通費	4,861	3,900	961	
	8	通信運搬費	6,961	8,581	△ 1,620	
	9	消耗品費	100,377	100,118	259	
	10	印刷製本費	13,219	13,685	△ 466	
	11	使用料及び賃借料	85,816	105,794	△ 19,978	
	12	手数料	29,538	23,616	5,922	
	13	諸謝金	74,297	60,986	13,311	
	14	負担金及び交付金	147,828	243,289	△ 95,461	
	15	委託費	1,931,904	1,826,101	105,803	
	16	租税公課	12,700	12,029	671	
	17	光熱水費	9,047	9,146	△ 99	
	18	保険料	12,484	11,230	1,254	
	19	修繕費	43,837	41,741	2,096	
	20	減価償却費	35,987	12,926	23,061	
	21	退職給付費用	20,734	17,572	3,162	
2 管理費			16,680	10,641	6,039	
	1	役員報酬	1,608	1,788	△ 180	
	2	給料手当	5,258	5,305	△ 47	
	3	福利厚生費	2,325	754	1,571	
	4	会議費	85	71	14	
	5	旅費交通費	489	350	139	
	6	通信運搬費	197	215	△ 18	
	7	消耗品費	125	107	18	
	8	印刷製本費	48	49	△ 1	
	9	使用料及び賃借料	557	618	△ 61	
	10	手数料	221	280	△ 59	
	11	交際費	200	200	0	
	12	諸謝金	51	48	3	
	13	負担金及び交付金	255	262	△ 7	
	14	委託費	4,637	550	4,087	
	15	租税公課	55	52	3	
	16	光熱水費	63	62	1	

科 目			予 算 額	前 年 度 前 算 額	比 較 増 減	備 考
大	中	小 科 目				
		17 保険料	30	30	0	
		18 修繕費	30	30	0	
		19 減価償却費	82	48	34	
		20 退職給付費用	364	△ 178	542	
経常費用計 (B)			3, 150, 779	3, 054, 225	96, 554	
評価損益等調整前当期経常増減額 (C) (A-B)			△ 14, 202	△ 12, 791	△ 1, 411	
評価損益等計 (D)			0	0	0	
当期経常増減額 (E) (C+D)			△ 14, 202	△ 12, 791	△ 1, 411	
税引前当期一般正味財産増減額 (F)			△ 14, 202	△ 12, 791	△ 1, 411	
法人税、都民税及び事業税 (G)			2, 128	2, 569	△ 441	
当期一般正味財産増減額 (H) (F-G)			△ 16, 330	△ 15, 360	△ 970	
一般正味財産期首残高 (I)			560, 817	531, 532	29, 285	
一般正味財産期末残高 (J) (H+I)			544, 487	516, 172	28, 315	
II 指定正味財産増減の部						
1 受取補助金等			0	0	0	
2 基本財産運用益			2, 871	2, 871	0	
	1	基本財産投資有価証券受取利息	0	0	0	
	2	基本財産投資有価証券運用益	2, 871	2, 871	0	
3 特定資産運用益			1	1	0	
4 一般正味財産への振替額			△ 2, 872	△ 2, 872	0	
	1	基本財産運用益振替額	△ 2, 871	△ 2, 871	0	
	2	特定資産運用益振替額	△ 1	△ 1	0	
当期指定正味財産増減額 (K)			0	0	0	
指定正味財産期首残高 (L)			527, 149	511, 696	15, 453	
指定正味財産期末残高 (M) (K+L)			527, 149	511, 696	15, 453	
III 正味財産期末残高						
正味財産期末残高 (N) (J+M)			1, 071, 636	1, 027, 868	43, 768	

- 一般正味財産期首残高(I)、指定正味財産期首残高(L)について
当年度予算額は、当該前々年度(令和6年度)の決算時期末残高に、当該前年度(令和7年度)
予算の正味財産増減額を加減して算出している。

令和 8 年度

収 支 予 算 書 内 訳 表

収 支 予 算 書 内 訳 表 (当 初)

科 目			公益目的事業会計		
大	中	小 科 目	スポーツ及びレクリエーション 振興普及事業	共通	小計
I 一般正味財産増減の部					
経常増減の部					
(1) 経常収益					
1 基本財産運用益			0	0	0
	1 基本財産運用益		0	0	0
		基本財産運用益	0	0	0
2 特定資産運用益			0	0	0
	1 特定資産運用益		0	0	0
		特定資産運用益	0	0	0
3 事業収益			451,736	0	451,736
	1 事業運営収益		451,736	0	451,736
		スポーツ及びレクリエーション 振興事業収益	445,902	0	445,902
		スポーツ及びレクリエーション 普及啓発事業収益	1,271	0	1,271
		事業協賛金収益	4,563	0	4,563
	2 物品販売事業収益		0	0	0
		物品販売手数料収益	0	0	0
4 受取補助金等			322,050	0	322,050
	1 受取補助金等		322,050	0	322,050
		受取区補助金	316,550	0	316,550
		受取都スポーツ協会補助金	5,500	0	5,500
5 受託事業収益			2,316,717	0	2,316,717
	1 受託事業収益		524,689	0	524,689
		スポーツ及びレクリエーション事業受託収益	66,019	0	66,019
		スポーツ及びレクリエーション事業運営収益	320	0	320
		施設維持運営管理受託収益	458,350	0	458,350
	2 指定管理事業収益		1,792,028	0	1,792,028
		指定管理料収益	830,515	0	830,515
		施設利用料金収益	961,513	0	961,513
6 受取会費			531	0	531
	1 受取会費		531	0	531
		受取会費	531	0	531
7 受取寄付金			0	0	0
	1 受取寄付金		0	0	0
		受取寄付金	0	0	0
8 雑収益			1,374	0	1,374
	1 雑収益		1,374	0	1,374
		受取利息	0	0	0
		雑収益	564	0	564
		広告料収益	810	0	810
		光熱水等負担金収益	0	0	0
経常収益計 (A)			3,092,408	0	3,092,408

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(単位：千円)

収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合 計
売店等事業	共通	小計			
0	0	0	2,871		2,871
0	0	0	2,871		2,871
0	0	0	2,871		2,871
0	0	0	3,484		3,484
0	0	0	3,484		3,484
0	0	0	3,484		3,484
21,882	0	21,882	0		473,618
0	0	0	0		451,736
0	0	0	0		445,902
0	0	0	0		1,271
0	0	0	0		4,563
21,882	0	21,882	0		21,882
21,882	0	21,882	0		21,882
995	0	995	4,371		327,416
995	0	995	4,371		327,416
995	0	995	4,201		321,746
0	0	0	170		5,670
0	0	0	0		2,316,717
0	0	0	0		524,689
0	0	0	0		66,019
0	0	0	0		320
0	0	0	0		458,350
0	0	0	0		1,792,028
0	0	0	0		830,515
0	0	0	0		961,513
0	0	0	531		1,062
0	0	0	531		1,062
0	0	0	531		1,062
0	0	0	1		1
0	0	0	1		1
0	0	0	1		1
10,033	0	10,033	1		11,408
10,033	0	10,033	1		11,408
0	0	0	1		1
0	0	0	0		564
0	0	0	0		810
10,033	0	10,033	0		10,033
32,910	0	32,910	11,259		3,136,577

科 目			公益目的事業会計		
大	中	小 科 目	スポーツ及びレクリエーション 振興普及事業	共通	小計
(2) 経常費用					
1 事業費			3,116,317	0	3,116,317
	1	役員報酬	3,115	0	3,115
	2	報酬	0	0	0
	3	給料手当	401,089	0	401,089
	4	福利厚生費	70,973	0	70,973
	5	臨時雇賃金	127,821	0	127,821
	6	会議費	516	0	516
	7	旅費交通費	4,861	0	4,861
	8	通信運搬費	6,961	0	6,961
	9	消耗品費	100,297	0	100,297
	10	印刷製本費	13,219	0	13,219
	11	使用料及び賃借料	80,013	0	80,013
	12	手数料	29,538	0	29,538
	13	諸謝金	74,297	0	74,297
	14	負担金及び交付金	147,828	0	147,828
	15	委託費	1,931,904	0	1,931,904
	16	租税公課	11,019	0	11,019
	17	光熱水費	724	0	724
	18	保険料	12,484	0	12,484
	19	修繕費	42,937	0	42,937
	20	減価償却費	35,987	0	35,987
	21	退職給付費用	20,734	0	20,734
2 管理費					0
	1	役員報酬			0
	2	給料手当			0
	3	福利厚生費			0
	4	会議費			0
	5	旅費交通費			0
	6	通信運搬費			0
	7	消耗品費			0
	8	印刷製本費			0
	9	使用料及び賃借料			0
	10	手数料			0
	11	交際費			0
	12	諸謝金			0
	13	負担金及び交付金			0
	14	委託費			0
	15	租税公課			0
	16	光熱水費			0

収益事業等会計			法人会計	内部取引消去	合計
売店等事業	共通	小計			
17,782	0	17,782			3,134,099
17	0	17			3,132
0	0	0			0
820	0	820			401,909
158	0	158			71,131
0	0	0			127,821
0	0	0			516
0	0	0			4,861
0	0	0			6,961
80	0	80			100,377
0	0	0			13,219
5,803	0	5,803			85,816
0	0	0			29,538
0	0	0			74,297
0	0	0			147,828
0	0	0			1,931,904
1,681	0	1,681			12,700
8,323	0	8,323			9,047
0	0	0			12,484
900	0	900			43,837
0	0	0			35,987
0	0	0			20,734
		0	16,680		16,680
		0	1,608		1,608
		0	5,258		5,258
		0	2,325		2,325
		0	85		85
		0	489		489
		0	197		197
		0	125		125
		0	48		48
		0	557		557
		0	221		221
		0	200		200
		0	51		51
		0	255		255
		0	4,637		4,637
		0	55		55
		0	63		63

科 目			公益目的事業会計		
大	中	小 科 目	スポーツ及びレクリエーション 振興普及事業	共通	小計
		17 保険料			0
		18 修繕費			0
		19 減価償却費			0
		20 退職給付費用			0
		経常費用計 (B)	3,116,317	0	3,116,317
		評価損益等調整前当期経常増減額 (C) (A-B)	△ 23,909	0	△ 23,909
		評価損益等計 (D)	0	0	0
		当期経常増減額 (E) (C+D)	△ 23,909	0	△ 23,909
		他会計振替額 (F)	13,000	0	13,000
		税引前当期一般正味財産増減額 (G) (E+F)	△ 10,909	0	△ 10,909
		法人税、都民税及び事業税 (H)	0	0	0
		当期一般正味財産増減額 (I) (G-H)	△ 10,909	0	△ 10,909
		一般正味財産期首残高 (J)	505,050	66,646	571,696
		一般正味財産期末残高 (K) (I+J)	494,141	66,646	560,787
II 指定正味財産増減の部					
		1 受取補助金等	0	0	0
		2 基本財産運用益	0	0	0
		1 基本財産投資有価証券受取利息	0	0	0
		2 基本財産投資有価証券運用益	0	0	0
		3 特定資産運用益	0	0	0
		4 一般正味財産への振替額	0	0	0
		1 基本財産運用益振替額	0	0	0
		2 特定資産運用益振替額	0	0	0
		当期指定正味財産増減額 (L)	0	0	0
		指定正味財産期首残高 (M)	25,392	△ 4,423	20,969
		指定正味財産期末残高 (N) (L+M)	25,392	△ 4,423	20,969
III 正味財産期末残高					
		正味財産期末残高 (O) (K+N)	519,533	62,223	581,756

収益事業等会計			法人会計	内部 取引消去	合 計
売店等事業	共通	小計			
		0	30		30
		0	30		30
		0	82		82
		0	364		364
17,782	0	17,782	16,680		3,150,779
15,128	0	15,128	△ 5,421		△ 14,202
0	0	0	0		0
15,128	0	15,128	△ 5,421		△ 14,202
△ 13,000	0	△ 13,000	0		0
2,128	0	2,128	△ 5,421		△ 14,202
2,128	0	2,128	0		2,128
0	0	0	△ 5,421		△ 16,330
73,341	0	73,341	△ 84,220		560,817
73,341	0	73,341	△ 89,641		544,487
0	0	0	0		0
0	0	0	2,871		2,871
0	0	0	0		0
0	0	0	2,871		2,871
0	0	0	1		1
0	0	0	△ 2,872		△ 2,872
0	0	0	△ 2,871		△ 2,871
0	0	0	△ 1		△ 1
0	0	0	0		0
0	0	0	506,180		527,149
0	0	0	506,180		527,149
73,341	0	73,341	416,539		1,071,636

令和 8 年度

資金調達及び設備投資の見込みを
記載した書類

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

(1) 資金調達の見込みについて

借入れの予定		あり	○	なし
事業番号	借入先	金額	使途	

(2) 設備投資の見込みについて

設備投資の予定		あり	○	なし
事業番号	設備投資の内容	支出又は収入 の予定額	資金調達方法 又は取得資金の使途	

令和 8 年度

公益目的事業の種類及び収益事業の種類を
記載した書類

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A002180
	至	令和9年3月31日	法人名	公益財団法人世田谷区スポーツ 振興財団

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	スポーツ及びレクリエーションの振興、普及啓発に関する事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収 1	売店等事業

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他	

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	スポーツ及びレクリエーションの振興、普及啓発に関する事業	99.0

[1] 事業の概要について (注1)

[事業の趣旨]

世田谷区民が、スポーツ・レクリエーション活動を通じて心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与することを目的として、各種スポーツ・レクリエーション教室、大会、イベント等の事業、広報誌の発行、スポーツ・レクリエーション指導者登録・活用事業、地域スポーツ団体育成事業、スポーツ推進委員の活動支援事業を実施するとともに、世田谷区から社会体育施設の管理・運営業務を受託し、これらの施設の安全で快適な施設運営と、施設を活用した各種事業を実施しています。

[指定管理者として管理運営する施設の内容]

- (1) 区立総合運動場の管理運営業務について、令和4年4月より5年間、世田谷区と基本協定を結んでいます(5期目の指定)。施設の管理運営業務は、区立総合運動場条例に基づいています。
- (2) 千歳温水プールの管理運営業務について、令和6年4月より5年間、世田谷区と基本協定を結んでいます(5期目の指定)。施設の管理運営業務は、千歳温水プール条例に基づいています。
- (3) 区立大蔵第二運動場の管理運営業務について、令和4年4月より5年間、世田谷区と基本協定を結んでいます(2期目の指定)。施設の管理運営業務は、区立大蔵第二運動場条例に基づいています。

[内容]

1 スポーツ及びレクリエーション振興事業

区民のスポーツ・レクリエーション活動の推進を図るため、子どもから高齢者、障害のある方など、それぞれの対象者やレベルにあった教室等各種事業を実施しています。

(1) スポーツ教室

さまざまな種類の気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション教室を開催し、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。「各種スポーツ教室」は、アーチェリー等の事前申込制の教室を、賛助会員等の専門機関の協力により区内施設で実施しています。また、誰でも自由に、継続的に参加できる「だれでも、ひとりでも参加できる教室」を実施しています。特に、フィットネス教室には、乳幼児が親と一緒に参加ができるプログラムもあり、幅広い年齢層に対応しています。「各種スポーツ教室」の参加費は、1回あたり500円～1000円程度、「だれでも、ひとりでも参加できる教室」は、1回400円～500円(ゴルフレッスンは2,100円)となっており、講師代や保険料等の実費相当額となっています。

(2) 体力・基礎運動能力向上事業

「走る・跳ぶ・投げる・蹴る・泳ぐ・打つ・舞う」といった基礎的運動能力の向上を図り、子どもから高齢者までの多種多様なスポーツ・レクリエーション活動を支える体力の基盤づくりを推進するため、「子どもの体力・基礎運動能力向上事業」、「成人・高齢者の体力・基礎運動向上事業」、「各種ウォーキング」を実施しています。

・子どもの体力・基礎運動能力向上事業

元オリンピック選手や、元Jリーガー・プロ野球選手を講師にむかえ、年間を通じて「世田谷ジュニアアカデミー&カレッジ(陸上、サッカー、器械運動、野球、水泳、テニス、新体操、ダンス等)」を総合運動場等の各施設を使用して実施しています。参加費は、1カ月あたり5,000円～12,300円と低廉な料金を設定しています。

・成人・高齢者の体力・基礎運動能力向上事業

ランニングの基礎から体力づくりまでを実技・講義を交えたプログラムで行うランニングクリニックや、女性対象事業などを開催し、継続的にスポーツ・レクリエーション活動ができる基礎体力の向上を図ります。参加費は、1日あたり1,500円～2,000円であり、講師代や保険料等の実費相当額となっています。

・各種ウォーキング

「歩く」ことを通し、体力の保持・増進に努めるとともに自然に親しむことを目的に、日帰りハイキングや多摩川沿いを進む多摩川ウォークを開催しています。参加費については、ハイキング(バスハイク)は9,800円、多摩川ウォークは1,200円(大人)・600円(小・中学生)と、使用料や保険料等の実費相当額となっています。

(3) 競技大会

日頃の練習の成果を発揮する機会を提供し、競技力の向上を推進するため、区民スポーツ大会をはじめドッジボール大会、子ども駅伝等を開催しています。

(4) 世田谷246 ハーフマラソン

「スポーツのせたがや」の推進とイメージ定着のため、ハーフマラソンとタイムトライアルの2種目構成により「世田谷246 ハーフマラソン」を開催しています。参加費はハーフマラソン10,000円(区外在住11,000円)、タイムトライアル2,000円(小・中・高校生1,000円)を設定しています。

(5) スポーツ講習会

スポーツの実技やスポーツ振興に携わるうえで必要な知識を習得する講習会を開催し、親しみを持ってスポーツ・レクリエーション活動ができる環境を提供します。

・スポーツ実技講習会

元オリンピック選手や元プロ野球選手を講師にむかえ講習会を開催しています。参加費は、講師代、保険料等の

実費相当となっています。

・各種養成講習会

指定管理者制度の活用、地域活性化等の活用事例を研究・情報共有し国内の外郭団体の活性化と公共スポーツ施策の充実を目的とした講習会を実施しています。参加費（20,000円～25,000円）は講師代、施設使用料、テキスト作成費等の実費相当となっています。

(6) 子ども生き生きスポーツ活動推進事業

スポーツ・レクリエーションを通して、子どもの健康・体力を保持・増進していくとともに、地域社会の中で子どもが健やかに育つことを目的に、「ジュニアスポーツ教室」、「チャレンジスポーツ」、「子どもスポーツイベント」、「ジュニア育成事業」、「多摩川流域スポーツ大会」、「スポーツ観戦デー」、「区立中学校部活動支援事業」を実施することにより、子どもたちの生き生きとしたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。

・ジュニアスポーツ教室

幼児から小・中学生を対象に、スポーツ・レクリエーションに親しむきっかけづくりの場を提供し、スポーツ・レクリエーションの楽しさやすばらしさを体験するとともに、仲間づくりや体力の向上を目指します。ソフトテニス、親子体操等を実施しています。参加費は講師代、保険料等の実費相当の半額程度に設定しています。

・チャレンジスポーツ

さまざまなスポーツのトップ選手に直接指導を受けることにより、技術の向上はもちろんのこと、その人間性、生き方に関心を持たせ、スポーツ活動への意欲を高めます。野球・サッカー等の種目別に実施しています。

・子どもスポーツイベント

親子でスポーツ・レクリエーションに親しむ機会を提供するため、5月の連休中に「親と子のつどい」内でスポーツチャレンジコーナーを実施しています。参加費は無料となっています。

・ジュニア育成事業

ジュニア選手の強化・育成を推進するとともに、子どもたちの目標となる事業を実施することにより、競技力の向上やスポーツの更なる普及を促進します。東京都スポーツ協会から「ジュニア育成地域推進事業地区体育・スポーツ協会等事業の分担金」の交付を受け、実施しています。

・多摩川流域スポーツ大会

多摩川の自然や他の地域の子どもたちと触れ合い交流を深めることを目的に、野球、サッカー、バレーボールの大会を実施しています。

・スポーツ観戦デー

子どもたちがスポーツを身近に感じ、スポーツを始めるきっかけづくりとするため、Jリーグ等の試合を家族で観戦する機会を提供しています。参加費は無料です。（一部種目は割引料金での観戦となりますが、その観戦料は試合主催者へ直接支払う形となりますので、財団の収入はありません。）

・区立中学校部活動地域展開関連事業

世田谷区教育委員会と連携し、中学校部活動地域展開に関する各種事業を推進します。

(7) 生涯健康推進事業

高齢化が進む中で、区民がスポーツ・レクリエーションを通しいつまでも元気で過ごすことができるための健康増進プログラム及び地域でのコミュニティ形成のきっかけを提供するため、高齢者及び中高年を対象とした健康推進事業をスポーツ領域の観点から企画、実施しています。参加費（1日あたり500円～1,000円）は講師代、保険料等の実費相当となっています。

・高齢者の生涯健康推進事業

加齢による筋力低下や腰痛・肩こり・膝痛の予防改善等を目的に、団塊世代から高齢者を対象に「元気なシルバーいきいきトレーニング」、「生涯健康づくり体操」を実施しています。

・中高年の生涯健康推進事業

日頃運動不足の中高年が運動習慣を身につけ、心身ともに健康な日常生活を送ることができるよう推進するための事業を実施しています。

(8) 障害者スポーツ・レクリエーション推進事業

定期的なスポーツ教室やイベントを開催し、障害者のスポーツ・レクリエーション活動の場の提供を推進します。

・運動・水泳教室

適切な運動を定期的に行うことにより健康の増進、体力の向上を図るとともに、スポーツをすることの楽しさやすばらしさを伝えます。「運動教室」は小・中学生対象、「水泳教室」は小学生以上を対象としています。「運動教室」の参加費は1日あたり400円、「水泳教室」の参加費は1日あたり800円（小・中学生500円）で実施しています。

・各種スポーツ教室・イベント

気軽に参加できるサッカー・ボウリング教室等を実施し、スポーツ・レクリエーションに親しむきっかけを提供しています。参加費は1回あたり500円～1,000円であり、講師代、施設使用料、保険料等の実費相当となっています。

2 スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業

区民のスポーツ・レクリエーション活動の普及啓発を行うとともに活動できる環境の整備を図るため、子どもから高齢者・障害者・外国人まで気軽に親しむことができるイベントの実施、広報誌の発行、スポーツ・レクリエーション指導者養成・活用事業を実施しています。

(1) 区民スポーツまつり

10月の第3日曜日に、区立総合運動場、大蔵第二運動場等を使用し、区民が自由に約50種目のスポーツ・レクリエーションに参加・体験できるイベント（参加費無料）を開催しています。（令和6年度の参加者実績数：24,500名） イベント当日は、区立総合運動場温水プール等、財団が管理運営する温水プールを無料開放しています。

(2) 元旦あるこう会

毎年元旦に開催することにより、新年のお祝いとともに一年間の健康意識を高め体力の増進を図ることによって、スポーツ・レクリエーション活動の普及を推進しています。参加者の任意の場所から区立総合運動場までの道のりをだれでも自由に参加できる歩行会です。（令和6年度の参加者実績数：979名） 参加費は無料となっています。

(3) スポーツのしおり (Sports Information) の発行

財団の各種事業や、区内スポーツ施設の利用情報等を提供するため、年2回、計9,000部を発行しています。区内公共施設、区内各種スポーツ施設、都スポーツ関連施設等で配布するほか、区内小・中学校、高校、大学等へ送付しています。

(4) スポーツ・レクリエーション指導者養成・活用 (紹介)

「世田谷スポーツ・文化人材バンク」を活用し、スポーツ・レクリエーション指導者の登録、及び指導者を必要とする地域クラブ・学校部活動等に対し登録指導者の紹介を行い、団体の活動を支援することにより、地域でのスポーツ・レクリエーション活動の普及を進めています。

3 スポーツ及びレクリエーション団体育成事業

区内のスポーツ・レクリエーション団体を支援することで、地域における区民のスポーツ及びレクリエーション活動を推進しています。

(1) 選手強化助成

都民スポーツ大会へ参加する競技種目において、参加団体に選手強化費を助成しています。令和6年夏から令和7年春にかけて開催された第78回東京都スポーツ大会では、世田谷区は男子総合第3位、女子総合第6位の成績をあげており、地域で活躍する選手・団体の能力の向上を支援しています。(令和6年度助成種目数39種目)

(2) 地域活動団体支援

区内で活動している、地域住民が運営中心となる総合型地域スポーツ・文化クラブ(10クラブ)の支援のため、スポーツ用品等の物品の貸し出し、各種スポーツ情報の提供、研修の紹介、クラブのPRの場の提供等を行っています。また、併せて保育園や児童館等地域でスポーツ・レクリエーション活動を行う団体に対し、スポーツ・レクリエーション活動用物品の貸し出しを無料で行っています。

4 区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業

(1) スポーツ推進委員の活動支援

スポーツ推進委員は、スポーツ関係団体等が地域で開催するスポーツイベント関連の企画運営の支援を行うなど地域の生涯スポーツのコーディネーターとして活動しています。財団は、より一層の地域スポーツを推進するため、スポーツ推進委員と連携するほか、調査研究活動・研修会等を実施するなどスポーツ推進委員の活動を支援します。

5 区から受託する社会体育施設の管理及び運営

(1) 社会体育施設の管理及び運営

総合運動場・千歳温水プール・大蔵第二運動場の指定管理者施設の維持管理と、地域体育館・学校開放施設の管理運営受託により、区内の数少ないスポーツ施設の有効活用を図りながら地域スポーツの拠点施設として提供しています。当財団は各施設において、利用率の低い時間帯や曜日を把握し、空き施設を利用して様々なスポーツ教室を実施しているほか、区民スポーツまつり等の各種自主事業を実施しています。各施設の利用料金及び使用料は世田谷区の条例・規則等により設定されています。

[周知方法]

募集については、ホームページをはじめ、区報、ポスター、チラシ等により広く周知するなど、だれもが参加できる機会の提供を図っております。

[対象者]

事業参加者は、世田谷246ハーフマラソン等の一部事業を除き、区民及び区内在学・在勤者です。施設利用は、区民及び区内在学・在勤者となっています(大蔵第二運動場の一部施設を除く)。

[事業実施のための財源]

スポーツ及びレクリエーション振興事業、スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業、スポーツ及びレクリエーション団体育成事業は、事業運営収益及び受取補助金等のほか、収益事業等の利益を充当して実施します。区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業、区から受託する社会体育施設の管理及び運営は、区からの委託料により実施します。

[事業をまとめた理由]

世田谷区民がスポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与することを目的として、様々なスポーツ・レクリエーションに関する取り組みを行っており、取り組みは相互に深く関連し一体的な体制で地域全体のスポーツ・レクリエーション活動を推進することが不可欠であることから、公1事業としてまとめたものです。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第1号・2号・3号・4号・5号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
09	本事業は、生涯スポーツ社会の形成に寄与することを目的として様々なスポーツ・レクリエーションに関する取り組みを行っている点において、9の「教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業」に該当すると考えます。
19	本事業のうち「スポーツ推進委員の活動支援」は、区内各地域のスポーツコーディネーター・アドバイザーであるスポーツ推進委員と連携し、区内各地域のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図る点において、19の「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考えます。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当する区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(4) 体験活動等	1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。	○スポーツ教室 1. 子どもから高齢者、障害者、外国人等を対象に、スポーツ及びレクリエーション活動を親しむきっかけづくりの場を提供するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催している。 募集は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。 2. 気軽に参加できることや、幅広い年代の方々が多くの種類のスポーツに親しむことができるよう、種目を設定し開催している。 (1)各種スポーツ教室 (2)だれでも、ひとりでも参加できる教室 3. 教室の内容により、各スポーツ・レクリエーション種目に精通した区内競技団体(賛助会員)や専門機関に依頼し開催している。	
(4) 体験活動等	1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか) 3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。	○体力・基礎運動能力向上事業 1. 「走る・跳ぶ・投げる・歩く・泳ぐ」といった基礎的運動能力の向上を図り、子どもから高齢者等までの多種多様なスポーツ・レクリエーション活動を支える体力の基盤づくりを推進するものである。 募集は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。 2. 区民の体力向上を図るため、事業ごとに種目を設定し開催している。 (1)子どもの体力・基礎運動向上事業 (2)成人・高齢者の体力・基礎運動向上事業 (3)各種ウォーキング 3. 元オリンピック選手に講師を依頼するほか、各種目に精通した区内競技団体(賛助会員)や専門機関など専門家の関与を受けて開催している。	
(15) 競技会	1.当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例:親睦会のような活動にとどまっていないか) 3.出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。	○競技大会 1. 日常の鍛錬の成果を発揮する機会を提供することにより、競技力の向上を図るものである。 募集は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。 2. 各種大会を開催している。 (1)区民スポーツ大会(35種目) (2)各種大会(31種目) (3)ドッジボール大会 (4)子ども駅伝 等 3. 募集要項等にルール等を記載し、広く公表している。	

(15) 競技会	<p>1.当該競技会が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定した趣旨に沿った競技会となっているか。(例:親睦会のような活動にとどまっていないか)</p> <p>3.出場者の選定や競技会の運営について公正なルールを定め、公表しているか。</p>	<p>○世田谷246ハーフマラソン</p> <p>1.箱根駅伝で活躍する区内大学の選手とともに、日本陸上競技連盟公認のコースを駆け抜けるハーフマラソンの部や親子や子どもなどが参加する健康マラソンの部で構成している。また、区内の魅力の再発見と世田谷区が掲げる「スポーツのせたがや」を一層推進し、区内におけるスポーツ活動の振興を図るものである。</p> <p>募集は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。</p> <p>2.大会と同時にイベントを開催し、大会参加者のほか、応援者などの不特定多数の方が楽しめるものである。競技会場の広場では、物産展等を開催し、イベント全体の来場者数は沿道応援者数を含め例年50,000名を超える。</p> <p>3.募集要項等にルール等を記載し、広く公表している。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>○スポーツ講習会</p> <p>1.スポーツの実技やスポーツ振興に携わるうえで必要な知識を習得する講習会を開催し、親しみを持ってスポーツ・レクリエーション活動ができる環境を提供するものである。</p> <p>各種講習会を設定し、開催している。</p> <p>(1)スポーツ実技講習会 (2)各種養成講習会</p> <p>2.募集は、ホームページ、区報、ポスター、チラシ等により、広く周知している。</p> <p>また、1(2)各種養成講習会については、指定管理者制度の活用、地域活性化策の事例を研究・情報共有することを目的に実施している。</p> <p>3.1(1)スポーツ実技講習会については、元オリンピック選手や元プロ野球選手に講師を依頼するなど専門家の関与を受けて実施している。</p> <p>1(2)体育施設管理士養成講習会については、大学教授をはじめとする学識経験者や各種講習内容に応じた専門家に依頼し開催している。</p> <p>4.講師の報酬については、内部基準に基づいて、適正な額で支払っている。</p>	
(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>○子ども生き生きスポーツ活動推進事業</p> <p>1.スポーツを通して、子どもの健康・体力を保持・増進していくとともに、地域社会の中で子どもが健やかに育つことを目的とするものである。</p> <p>募集は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。</p> <p>2.運動が好きな子どもだけでなく、苦手な子どもに対しても運動の機会を提供するため、子どもの健康・体力や運動目的等により、教室、事業ごとに種目を設定し開催している。</p> <p>(1)ジュニアスポーツ教室 (2)チャレンジスポーツ (3)子どもスポーツイベント (4)ジュニア育成事業 (5)多摩川流域スポーツ大会 (6)スポーツ観戦デー (7)区立中学校部活動地域展開関連事業</p> <p>3.元オリンピック選手に講師を依頼するなど、各種目に精通した区内競技団体(賛助会員)や専門機関など専門家の関与を受け開催している。</p>	
(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>○生涯健康推進事業</p> <p>1.加齢とともに衰えてくる筋力の低下を防止するほか、生涯現役を目指し、運動習慣を身につけるなど、スポーツを通して区民が元気でいられることを目的とするものである。</p> <p>募集は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。</p> <p>2.生涯現役を推進するため、年代や体力により、事業ごとに種目を設定し開催している。</p> <p>(1)高齢者の生涯健康推進事業 (2)中高年の生涯健康推進事業</p> <p>3.保健師や栄養士、区内競技団体(賛助会員)、専門機関など専門家の関与を受け開催している。</p>	

(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。</p> <p>(注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。</p> <p>(注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>○生涯健康推進事業</p> <p>1. 加齢とともに衰えてくる筋力の低下を防止するほか、生涯現役を目指し、運動習慣を身につけるなど、スポーツをとおして区民が元気でいられることを目的とするものである。</p> <p>・高齢者の生涯健康推進事業(健康に関する講習会)</p> <p>2. 募集は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。</p> <p>3. 大学教授に講師を依頼するほか、各種講演内容に応じた専門家の関与を受けて実施している。</p> <p>4. 講師の報酬については、内部基準に基づいて、適正な額で支払っている。</p>	
(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>○障害者スポーツ・レクリエーション推進事業</p> <p>1. スポーツ・レクリエーションに親しみきっかけづくりやスポーツをすることの楽しさやすばらしさの提供を図るものである。</p> <p>募集は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。</p> <p>2. 障害のある方が気軽に参加できる内容となるよう、対象年齢別に種目を設定し開催している。</p> <p>(1)運動・水泳教室 (2)各種スポーツ教室・イベント 3. 都立障害者スポーツセンターや障害者支援のNPO法人等に依頼するなど専門家の関与を受けて実施している。</p>	
(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>○区民スポーツまつり</p> <p>1. 多くの区民にスポーツ・レクリエーションに気軽に触れて楽しんでもらうことを目的とするものである。</p> <p>広報は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。</p> <p>2. 「いい日、いい汗、いい仲間」をキャッチフレーズに区立総合運動場や大蔵第二運動場の施設を利用し、約60種目のスポーツ・レクリエーションに自由に参加し体験できるイベントである(参加費無料)。</p> <p>3. 各種スポーツ・レクリエーション関係団体等から構成する実行委員会により開催している。開催まで何回かの委員会を開き実施している。また、専門機関にも依頼している。</p>	
(4) 体験活動等	<p>1.当該体験活動等が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的として設定されたテーマを実現するためのプログラムになっているか。(例:テーマで謳っている公益目的と異なり、業界団体の販売促進や共同宣伝になっていないか)</p> <p>3.体験活動に専門家が適切に関与しているか。</p>	<p>○元旦あるこう会</p> <p>1. 気軽に誰でも参加できる歩行会をとおして、新年のお祝いとともに、一年間健康で過ごす意識を高め、体力増進を図ることを目的とするものである。</p> <p>広報は、ホームページ、区報、SNS、ポスター、チラシ等により、広く周知している。</p> <p>2. 参加者の任意の場所から区立総合運動場までの道のりをだれでも自由に参加できる歩行会である。(参加費無料・事前申込制)</p> <p>3. 各種スポーツ・レクリエーション関係団体等から構成する実行委員会により開催している。開催まで何回かの委員会を開き実施している。</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>○スポーツのしおり(Sports Information)の発行</p> <p>1. 当財団の主要事業(スポーツ教室・イベント等)や世田谷区内スポーツ施設の利用に関する情報を提供し、スポーツ・レクリエーションへの関心を高めることを目的に、年2回(計9,000部)を発行している。</p> <p>2.</p> <p>ア ホームページに掲載するほか、配布場所として、世田谷区内主要施設(スポーツ施設、総合支所、区民センター等)をはじめ、東京都スポーツ関連施設等においても配布している。(無料配布)</p> <p>また、情報提供として、区内小中学校・高等学校・大学及び他区市体育協会等へ送付するなど、幅広くスポーツ・レクリエーションの情報発信を行っている。</p> <p>イ 組織内で監修し、元オリンピック選手をはじめとするトップアスリート経験談等を掲載している。印刷は専門業者へ依頼している。</p>	

<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>○スポーツ・レクリエーション指導者養成・活用</p> <p>1.「世田谷区スポーツ・レクリエーション指導者制度」「世田谷区スポーツ・人材バンク」を活用し、スポーツ・レクリエーション指導者の登録及び指導者を必要としている地域クラブや学校部活動等に対し、登録指導者の紹介を行い、活動の支援を図っている。</p> <p>また、生涯スポーツを推進していくために講習会を開催し、種目別指導者・クラブマネージャー等の養成・登録を行っている。</p> <p>2.</p> <p>ア. 案内は、ホームページ、区報、ポスター、チラシ等により広く周知している。</p> <p>また、登録に際し、規定の講習会受講にあたってスポーツ・レクリエーション指導者としての専門知識・技能等も必要なため、一定の年齢(20歳以上)制限を設定している。</p> <p>イ. 大学教授をはじめ、各種講習会内容に応じた専門家に依頼し開催している。講師の報酬については、内部基準に基づき適正な額を支払っている。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>○選手強化助成</p> <p>○総合型地域スポーツ・文化クラブ育成</p> <p>○地域活動団体支援</p> <p>1. 地域における区民のスポーツ及びレクリエーション活動を推進していくため、地域団体の育成・支援を図ることを目的とするものである。</p> <p>地域団体の紹介は、ホームページ等により広く周知している。</p> <p>2.</p> <p>ア. 地域団体を育成・支援することにより、地域における区民にも受益の機会が開かれている。</p> <p>イ. 特に、総合型地域スポーツ・文化クラブについては、国のスポーツ基本計画にもあるように、地域住民が主体的に運営している。</p> <p>ウ. 地域団体への育成・支援は、主に物品の貸し出し(無料)や支援である。賛助会員各団体選手の競技力向上への支援については、1種目2万円と少額である。</p>	
<p>(18) 上記の事業区分に該当しない場合</p>	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になつ</p>	<p>○スポーツ推進委員の活動支援</p> <p>1. 区からの受託により、区内各地域のスポーツコーディネーター・アドバイザー的な役割であるスポーツ推進委員と連携し、区内各地域のスポーツ及びレクリエーション活動の振興を図るものである。</p> <p>2. ア. スポーツ・レクリエーションに関心がある方なら誰でも参加できる生涯スポーツセミナー(参加費無料)を開催するほか、広報誌を発行し広く周知している。</p> <p>イ. 全国スポーツ推進委員連合や関東スポーツ推進委員協議会主催の専門研修会へ参加し、地域スポーツの最新情報を収集している。</p>	
<p>(11) 施設の貸与</p>	<p>1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。</p>	<p>○指定管理者施設の管理及び運営</p> <p>1. 本事業は、区民のスポーツ及びレクリエーション活動の場である、区立総合運動場、区立大蔵第二運動場、及び区立千歳温水プールの管理及び運営について、世田谷区より指定管理者としての指定を受けているものである。</p> <p>身近な地域でスポーツ及びレクリエーション活動を楽しめる場としてだれでも利用でき、広く区民の健康増進に寄与している。</p> <p>また、各施設の貸出(利用)については、一定の要件を満たせば、誰でも登録できる「世田谷区公共施設利用案内システム(けやきネットシステム)」により貸出(利用)が可能である。(個人利用施設を除く)</p> <p>けやきネットシステムによる抽選・予約管理等を行うことにより、公平性、平等性を担保している。</p> <p>さらに、けやきネットシステムでの申込等の案内については、当財団ホームページ、世田谷区ホームページ、ガイドブック等により、広く周知している。</p> <p>2. 優先予約については、世田谷区立総合運動場条例施行規則、世田谷区立大蔵第二運動場条例施行規則、世田谷区立千歳温水プール条例施行規則に基づき、一定の団体が公益上の理由がある場合には認められている。</p>	

(11) 施設の貸与	<p>1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先行予約を受け付けるなどの優遇をしているか。</p>	<p>○地域体育館及び学校開放施設などの運営</p> <p>1. 本事業は、区からの受託により、上記各施設のスポーツ及びレクリエーション活動の場の充実を図るものである。</p> <p>身近な地域でスポーツ及びレクリエーション活動を楽しめる場として、だれでも利用ができるため、不特定多数の者の利益の増進に寄与しているといえる。</p> <p>また、各施設の貸出(利用)については、一定の要件を満たせばだれでも登録ができる「世田谷区公共施設利用案内システム(けやきネットシステム)」により貸出(利用)が可能である。(個人利用施設を除く)</p> <p>けやきネットシステムによる抽選・予約管理等を行うことにより、公平性、平等性を担保している。</p> <p>さらに、けやきネットシステムでの申込等の案内については、当財団ホームページ、世田谷区ホームページ、ガイドブック等により、広く周知している。</p> <p>2. 優先予約については、世田谷区の公共施設の共通使用手続きに関する規則、世田谷区立学校施設使用条例施行規則に基づき、一定の団体が公益上の理由がある場合には、認められる。</p>	
------------	--	---	--

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(2) 収益事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
収 1	売店等事業	第4条第2項

事業の概要

[趣旨]

世田谷区のスポーツ及びレクリエーションの普及、振興、発展を図るため、各体育施設の利用者の利便性及びサービス向上を目的に、各施設に自動販売機を設置するとともに、レストラン・売店の運営を行っております。

[内容]

世田谷区より行政財産使用許可を受け、以下の運営及び設置を行っております。

1 区立総合運動場

- ・自動販売機の設置（28.84 平米）
（災害時無料提供型、ユニバーサルデザイン型を設置）
- ・レストランの運営（温水プール 2F 22.40 平米）
（離乳食を含む、子ども向けメニューや区内大学との連携による地産商品の提供）

2 区立千歳温水プール

- ・自動販売機の設置（13.85 平米）
（AED 搭載型、災害時無料提供型、ユニバーサルデザイン型を設置）
- ・レストランの運営（B1F 42.00 平米）
（離乳食を含む、子ども向けメニューや区内大学との連携による地産商品の提供）

3 区立大蔵第二運動場

- ・自動販売機の設置（23.51 平米）
（災害時無料提供型、ユニバーサルデザイン型を設置）
- ・レストランの運営（本館 1F 73.47 平米）
（離乳食を含む、子ども向けメニューや区内大学との連携による地産商品の提供）
- ・売店の運営（本館 1F 24.70 平米、屋外プール 17.99 平米）
（スポーツ関連グッズを販売）

[事業収入]

18,915 千円（令和 8 年度予算）

利益については、公益目的事業へ充当するほか、安全・安心で快適な施設の利用に向けた施設整備等を行っていません。

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注 1）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

